



No.280
2017年11月21日

江東区労働組合総連合

江東区労働組合総連合
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20
江東教育会館内
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131

ストップ！消費税10%増税

世直し雷大行進に900名参加

消費税10%増税やめる！全
国一律最低賃金制や最低保障
年金制度の確立、課税最低限
の引き上げなどをもとめて、
今年も15回目になる「世直し
雷大行進2017」が11月19
日、浅草で開催され、7つの
地域から900名が参加しま
した。

ついている。8時間働いて暮ら
せる世の中を」と訴えました。
続いて東京地評・東京土建・
日本共産党都議団が来賓とし
て紹介され、あいさつしまし
た。経過報告と行動提起のあ
と、下町人間の会、農民連、
全労連全国一般、JMITU
の仲間から発言がありましたし
た。集会は最後にアピールを
全体の拍手で採択し行進に出
発しました。

行進の出発集会在台東区花
川戸公園で開催され、主催者
を代表して田中茂実行委員長
があいさつ。今、格差が広が
っている。

行進は毎回恒例となったち
ら。集会は最後にアピールを
全体の拍手で採択し行進に出
発しました。



国際通りを行進する雷大行進の江東の仲間 17/11/19

ら。集会は最後にアピールを
全体の拍手で採択し行進に出
発しました。

した。最後は隅田公園で流れ
解散。ちんどん屋さんもここ
でも演奏を披露し、行進に参
加した仲間を激励しました。
雷大行進は国民生活の最低
保障をめざす中で、今28年前
の消費税導入に反対する運動
の中で行われました。

江東区労連青年部が ハローワーク・労基署などへ要請



ハローワーク木場での要請 17/11/20

江東区労連青年部は11月
20日、ハローワーク木場・亀
戸労基署・東京都労働相談情
報センター・亀戸事務所との懇
談・要請行動を展開しました。
この行動には青年部役員など
名が参加しました。

最後に東京都労働相談情報
センター・亀戸事務所では奥山
所長と懇談し、労働相談の件
数、若者への出張講座も対応
するとこたえました。

江東区労連からのお知らせ

- 江東区労連第35回秋の学習と交流のつどい
 - 日時…11月27日(月) 18:30~20:30
 - 会場…江東区森下文化センター第1・2研修室
 - 内容
 - 記念講演「安倍働き方改革のねらいと働くルールの確立
求めて」
 - 講師：鷲見賢一郎さん(弁護士)
 - 組織拡大・強化経験交流…4つの組合から

■青年部クリスマスパーティ2017

- 日時…12月 2日(土)
18:30 受付 19:00 開会
 - 会場…UPKinshicho
(錦糸町駅南口徒歩3分)
 - 参加費…3,500円
(小学生以下無料)
- みなさん、ぜひご参加を！



安倍・9条改憲No!

国会包囲行動に4万人



11月3日、国会前で安倍9条改憲NO!全国市民アクションが主催する大規模な国会包囲行動が行われ、4万人の人びとが参加しました。安倍首相は第9条に第3項を加え自衛隊の存在を明記するという国民だましの改憲を手始めに戦争できる国づくりを進めようとしています。3000万署名の力で改憲をストップさせましょう。



ヒューレットパッカート本社前で抗議する参加者(17/10/26)

東京争議団第30回争議視察援総行動が10月26日に行われ、6つの争議団が参加しました。都庁前 C A D解雇争議)で始まった行動はJ A L解雇争議、全厚生、明治乳業などをまわり、最後が日本ヒューレット・パッカートの解雇争議となりました。日本HP前には約50人が参加し、青木さんを職場に戻せと声をあげました。行動では主催者を代表して島中事務局長があいさつ、続いてHP

ヒューレット・パッカートは青木さんを職場に戻せ! 東京争議団争議総行動

裁判弁護士を代表して鹿島裕輔弁護士が争議の概要と東京地裁での裁判の現状について報告しました。鹿島弁護士は直接雇用から「派遣」にHPの要請で切り替えたことは明白だとして、青木さんの賃金が直接雇用と派遣で同じであり、「派遣」になることで支給されない交通費分を上乗せまでしている。これはまさにHPが派遣会社を紹介して「派遣」社員にしていることが明らかとなりました。続いて日本機関紙印刷所労組・柳澤書記長、地域労組こうとう・川村書記長が連帯あいさつをしました。最後にJ A L争議団の細井さんのシブプレヒコールで終了しました。

トピックス

■第9回江東なんでも相談会開催

江東区労連なども参加する区民要求実現行動大運動実行委員会は11月3日、亀戸駅前公園とカメリアプラザで江東なんでも相談会を開催、17人が参加して法律相談や健康・医療相談、営業と暮らし、労働相談などに応じました。アフターケアなどを行っています。

■第149回憲法9条守ろう9の日宣伝行動

9の日宣伝行動は11月9日に区内7駅と一ヶ所で行われ、13団体53人が参加してチラシ・ティッシュを1850部配布しました。

■江東区労連第3次対話と共同区内労組訪問行動

江東区労連は11月7日、今年度第3回目の対話と共同区内労組訪問行動を行い、26労組を訪問しました。今回も労働契約法第18条問題で各組合のとりくみをヒアリングしました。多くの有期契約労働者がいる組合では「学習会を今後行う計画だ。資料は助かる」と資料を受け取ってくれました。

■江東区労連第5次一斉組織化宣伝行動

江東区労連は11月16日、区内4駅で組織化宣伝行動を行い、4労組27名が参加、C Uリーフレット990部を配布しました。

労働相談の窓口から

られるのは納得いかない。今後の様子を見て団交申入れも。この会社は時給1000円を955円と評価時給45円に分け、評価時給は上下ありとなっている。

■退職させてくれない(正規男性・リーフレット)

区内の紙業で働く男性。就職して2ヶ月だが、毎日朝8時から22時過ぎまで働き疲弊が蓄積しているため、退職を申し出たら、引き止められ辞めさせてくれない。どうしたら良いか?退職届を提出すれば2週間で労働契約は終了する。そこでトラブルがあれば組合へ。

■評価が低いと時給下げる(パート・女性・リーフレット)

区内のスーパーに勤める女性。評価が低いという理由で評価時給を20円下げられ、980円になった。仕事が遅い等自覚のある部分もあるが、教育されてもいないことを評価され、時給を下げられる。

■シフトを減らされた(パート・男性・HPを見て)

同僚とのトラブルを客が見て苦情したことを理由にシフトを一方的に減らされた。

働くルールミニ学習

『退職』させてくれない...

最近ブラックバイトなど「退職させてくれない」などの相談もあります。二つの場合があります。

無期雇用の場合

労働者は理由を問わず、いつでも労働契約の解約(辞職)の申し入れることができます。この申し入れから2週間が経過すれば使用者の承諾がなくても労働契約は終了します(民法第627号1項)。口頭でも構いませんが、行き違いのないよう書面で「退職届」を出すほうが無難です。

有期雇用の場合

契約期間が定まっているので、期間満了前に退職することは契約違反になります。退職の規定があればその規定に則り、ない場合には労使双方で話し合っ決めて決めるのがよいでしょう。やむを得ず中途退職する場合、労働者側の一方的過失による場合には使用者から損害賠償される場合もあります(民法第628条)。